

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第6区分

【発行日】令和5年3月1日(2023.3.1)

【公開番号】特開2021-160753(P2021-160753A)

【公開日】令和3年10月11日(2021.10.11)

【年通号数】公開・登録公報2021-049

【出願番号】特願2020-63639(P2020-63639)

【国際特許分類】

B 6 5 D 65/40(2006.01)

10

G 0 1 N 21/88(2006.01)

【F I】

B 6 5 D 65/40 A

G 0 1 N 21/88 Z

【手続補正書】

【提出日】令和5年2月20日(2023.2.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項6

20

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項6】

請求項5の成形容器に内容物を収容し、その開口周縁に、下面が熱融着性樹脂よりなる蓋を熱融着させてなる、包装体。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】変更

【補正の内容】

30

【0016】

6)前記5)の成形容器に内容物を収容し、そのフランジ部に、下面が熱融着性樹脂よりなる蓋を熱融着させてなる、包装体。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0022

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0022】

6)の包装体は、前記5)の成形容器に内容物を収容し、蓋で熱封緘したものであり、内容物が食品や薬品等変質しやすいものであっても長期保管が可能である。また、内容物による内面の着色が少なく、低コストで提供可能である。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0040

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0040】

蓋(4)

蓋(4)は、内容物(3)を収容した成形容器(1)の開口(11)周縁に熱融着させられる部材

50

40

であり、所定のラミネート包材で構成される。

ラミネート包材は、例えば、所定の保護樹脂層、金属箔層、強化層、及び熱融着性樹脂層をこの順番で積層したものである(図示略)。ただし、金属箔層と強化層はいずれも任意であり、省略できる。

保護樹脂層は、蓋(4)の最外面を形成する層であり、各種公知の合成樹脂を特に制限なく使用できる。具体的には、例えば、延伸ポリエチレンテレフタレート、延伸ポリアミド及び延伸ポリプロピレン等の延伸フィルムが挙げられる。保護樹脂層は、同一又は異なる合成樹脂を任意の順序で一又は二以上組み合わせた複層あってもよい。保護樹脂層は前記オーバーコート剤で構成してもよい。保護樹脂層の厚みは特に制限されず、包装体(5)の耐久性や耐衝撃性、耐候性等の観点より、通常1~30μm、好ましくは2~25μmである。  
10

任意の金属箔層は、成形容器(1)に収容する内容物(3)を、ガス、水蒸気及び光等から保護するためのバリア層として機能する。金属箔としては前記したものや、アルミニウム硬質箔(H18材)を使用できる。金属箔層の片面又は両面には前記下地層を形成してもよい。金属箔層の厚みは特に制限されず、水分、ガス及び光のバリア性やシール性の観点より、通常5~40μmである。

任意の強化層は、各種公知の合成樹脂で構成されており、金属箔層と熱融着性樹脂層との間に介在させることで、蓋(4)の強度を向上できる。該合成樹脂としては、例えば、ポリエチレンテレフタレート、ポリブチレンテレフタレート、ポリエチレン、ポリプロピレン及び二軸延伸ナイロン等が挙げられる。強化層の厚みは特に制限されず、包装体(5)の耐久性や耐衝撃性等の観点より通常5~30μmである。  
20

熱融着性樹脂層は、成形容器(1)のフランジ部(12)の上面を構成する被着色熱融着性樹脂層(10a)にヒートシールさせられる層であり、各種公知の熱可塑性樹脂で構成できる。具体的には、例えば、ホモポリプロピレン、ポリ(エチレン-プロピレン)ランダム共重合体、ポリエチレン-ポリプロピレンブロック共重合体、酸変性ポリプロピレン、低密度ポリエチレン、直鎖状低密度ポリエチレン等のポリオレフィンや、ポリビニルアルコール、アイオノマー樹脂及びアクリル系共重合樹脂が挙げられる。熱融着性樹脂層の厚みは特に制限されず、通常10~100μmである。

ラミネート包材は、例えばドライラミネート法や押し出しラミネート法、ヒートラミネート法などで作製できる。ドライラミネート法の場合には前記接着剤を使用できる。ラミネート包材を所望の形状に加工することにより蓋(4)が得られる。蓋(4)の形状は特に限定されず、例えば、成形容器(1)のフランジ部(12)と同形又は相似形であればよい。  
30

蓋(4)には、任意に開封用タブ(41)を設けてよい。開封用タブ(41)の大きさや形状は特に限定されず、例えば半円形や三角形、四角形であってよい。

#### 【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 5 3

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 5 3】

(10)金属ラミネート包材、(10a)被着色熱融着性樹脂層、(101a)被着色ポリプロピレン層、(102a)無着色ポリプロピレン層、(10b)バリア層、(10c)保護樹脂層、(10d)接着剤層  
40

(1)成形容器、(11)開口、(12)フランジ部、(13)側壁、(14)底壁、(15)段差  
(2)画像検査装置、(2a)照明装置、(21a)反射フード、(22a)CCDカメラ挿入孔、(23a)投光用開口、(24a)フランジ部、(25a)LED光源、(26a)検査光、(2b)画像処理システム、(21b)レンズ、(22b)CCDカメラ、(23b)画像処理装置

(3)内容物

(4)蓋、(41)開封用タブ

(5)包装体  
50

( X ) : 热融着带

10

20

30

40

50